

長野県屋根ソーラーポータルサイトイラスト等使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県（以下「県」という。）が公開する太陽光発電に関するポータルサイト「つなぐ 信州屋根ソーラー」（以下「ポータルサイト」という。）に掲載するイラスト及びキャラクター（以下「イラスト等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(規程の範囲)

第2条 この規程は、ポータルサイトに掲載するイラスト等のうち、県が著作権を有するものについて定めるものとする。

(使用できる場合)

第3条 営利を目的とせずにイラスト等を使用する場合、次の各号に掲げる場合を除き、誰でもイラスト等を使用することができる。

- 一 県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- 五 その他、その使用が著しく不相当であると認められるとき

(使用承認申請)

第4条 営利を目的としてイラスト等を使用する場合は、あらかじめポータルサイトイラスト等使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、長野県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、イラスト等の使用を承認するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 イラスト等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途のみに使用すること
- 二 完成物件を県に提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合には、完成物件の提出を省略することができる。
- 三 原則として、デザイン改変等の応用使用はしないこと。ただし、知事が認めた場合はこの限りでない。
- 四 イラスト等を使用する場合は、ポータルサイトのロゴマーク（別記1）及びポータルサイトの URL を示す二次元コード（別記2）を表示すること。ただし、スペース等の関係で、上記のロゴマーク及び二次元コードを表示することが困難である場合は、「長野県屋根ソーラー

ポータルサイト『つなぐ信州屋根ソーラー』の表記をもって代えることができる。なお、知事が認めた場合はこの限りでない。

(承認内容の変更)

第6条 第4条第2項の規定による承認（以下「使用承認」という。）を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、ポータルサイトイラスト等使用変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(違反等に対する取扱い)

第7条 イラスト等を使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、知事はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちにその請求等に従わなければならない。

2 使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

(補則)

第8条 この規程に定めるものの他、イラスト等の取扱いに係る必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年11月21日から施行する。

別記1 ポータルサイトのロゴマーク



別記2 ポータルサイトの URL を示す二次元コード

